

事務所コラム

2014年10月6日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

平成 27 年からの贈与税計算 「特例贈与財産」とは

平成 27 年からは「特例贈与」と「一般贈与」

平成 27 年からは相続税・贈与税の税制がガラリと変わります。

相続税は小規模宅地等の特例制度が拡充されるとはいえ、基礎控除額の引き下げ・税率改定と課税強化の方向が鮮明です。

一方、贈与税は最高税率を引き上げつつも、世代間の早期の資産移転を図るため、「特例贈与」（その年 1 月 1 日において 20 歳以上の者が直系尊属から受けた贈与）により取得した財産（「特例贈与財産」）には、「特例贈与」でない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」）よりも、緩和した税率が適用されることになりました。

平成 27 年からの贈与税の速算表

そのため、平成 27 年からの贈与については、「一般贈与財産用」と「特例贈与財産用」の 2 種類の速算法が用いられます。

【H27. 1. 1 以後の贈与 一般贈与財産用】

- ①200 万円以下 10%（控除額）なし
- ②300 万円以下 15%（控除額）10 万円
- ③400 万円以下 20%（控除額）25 万円
- ④600 万円以下 30%（控除額）65 万円
- ⑤1,000 万円以下 40%（控除額）125 万円
- ⑥1,500 万円以下 45%（控除額）175 万円

- ⑦3,000 万円以下 50%（控除額）250 万円
- ⑧3,000 万円超 55%（控除額）400 万円

【H27. 1. 1 以後の贈与 特例贈与財産用】

- ①200 万円以下 10%（控除額）なし
- ②400 万円以下 15%（控除額）10 万円
- ③600 万円以下 20%（控除額）30 万円
- ④1,000 万円以下 30%（控除額）90 万円
- ⑤1,500 万円以下 40%（控除額）190 万円
- ⑥3,000 万円以下 45%（控除額）265 万円
- ⑦4,500 万円以下 50%（控除額）415 万円
- ⑧4,500 万円超 55%（控除額）640 万円

同一年で「特例」・「一般」がある場合

また、同じ年で「一般贈与財産」と「特例贈与財産」を取得する場合には、贈与税額の計算は次のとおりとなります。

- (1) 合計贈与価額
一般贈与財産の価額 + 特例贈与財産の価額
- (2) (1) - 基礎控除 110 万円
- (3) (2) × 一般税率 × (一般贈与財産の価額 / 合計贈与価額)
- (4) (2) × 特例税率 × (特例贈与財産の価額 / 合計贈与価額)
- (5) (3) + (4) = 納付税額



同一年で「一般贈与」と「特例贈与」があるときは、計算が少し複雑になります